

上富田町告示第 56 号

下記要綱を公布する。

令和8年 4月 1日

上富田町長 奥 田 誠



記

1. 上富田町国民健康保険健康診断実施要綱の一部を改正する要綱

上富田町国民健康保険健康診断実施要綱の一部を改正する要綱

（令和8年 4月 1日
要綱第24号）

（上富田町国民健康保険健康診断実施要綱の一部改正）

上富田町国民健康保険健康診断実施要綱（平成12年3月27日要綱第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保険事業」を「保健事業」に改める。

第2条中「被保険者」の次に「（当該年度内に30歳に達する者を含む。）」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

上富田町国民健康保険健康診断実施要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、上富田町国民健康保険条例(昭和34年3月31日条例第35号)第9条に規定する<u>保健事業</u>として、上富田町国民健康保険被保険者(以下「被保険者」という。)が、健康診断実施機関(以下「医療機関」という。)で健康診査事業(以下「人間ドック」という。)を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この要綱により人間ドックを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、<u>30歳以上の被保険者(当該年度内に30歳に達する者を含む。)</u>で、当該年度内に既に人間ドック等を受検していない者とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、上富田町国民健康保険条例(昭和34年3月31日条例第35号)第9条に規定する<u>保険事業</u>として、上富田町国民健康保険被保険者(以下「被保険者」という。)が、健康診断実施機関(以下「医療機関」という。)で健康診査事業(以下「人間ドック」という。)を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この要綱により人間ドックを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、<u>30歳以上の被保険者</u>_____で、当該年度内に既に人間ドック等を受検していない者とする。</p>